

企業向けワーケーションプログラムの
開発支援・体験会運営等業務委託仕様書
(企画提案時)

令和6年4月

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー

本仕様書は、「企業向けワーケーションプログラムの開発支援・体験会運営等業務」の業務委託（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。なお、本仕様書において、甲とは公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローをいい、乙とは提案者をいう。

1. 委託事業名

企業向けワーケーションプログラムの開発支援・体験会運営等業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3. 事業目的

コロナ禍により、旅行先で仕事をしつつ余暇を楽しむ新しい旅行スタイルである「ワーケーション」等、テレワーク等による働き方の多様化が社会的に進んだ中で、福岡市と福岡観光コンベンションビューローでは、福岡市の強みであるビジネス環境の良さや都市機能と自然が近接したコンパクトシティの魅力を活かした福岡ならではの都市型ワーケーションを推進してきた。

そのような中、更に企業によるワーケーション需要を取り込み、市内での滞在長期化や観光消費拡大に繋げていくため、市内郊外部や都市機能を活かした企業向けワーケーションプログラムの開発を支援すると共に、開発したプログラムを試行する場としての体験会の開催運営業務等を委託することにより、プログラム開発にチャレンジする市内施設の新たな販路開拓を支援するもの。

4. 委託内容

(1) 全体業務関連

- (2)～(6)の業務を遂行するための実施計画（スケジュールを含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。
- 本業務の遂行にあたっては、定期的なミーティングや内容に応じた随時の相談、報告等、甲と緊密に連携を図りながら進めること。
- 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。

(2) 企業向けワーケーションプログラムの開発支援

- 福岡市内における下記5事業者（事前に募集し開発希望のあった事業者）が運営する施設を活用した企業向けワーケーションプログラムの開発支援（全5プログラム）を行うこと。

<開発希望事業者 ※五十音順>

①事業者名：株式会社インザパーク福岡

運営施設：INN THE PARK 福岡 <https://www.innthePark.jp/fukuoka/>

ほか国営海の中道海浜公園内エリア（海の中道青少年海の家、マリンワールド海の中道、ザ・ルイガンズ スパ&リゾート、海の中道マリーナ&テニス等）

<https://uminaka-park.jp/>

<https://www.fukuoka-shizennoie.jp/uminaka/> <https://marine-world.jp/>

<https://sasaki-corp.jp/offices/marine/uminaka/>

②事業者名：久保田観光株式会社

運営施設：のこのしまアイランドパーク、能古島キャンプ村・海水浴場を主体とした能古島全体

<http://nokonoshima.com/> <http://camp.nokonoshima.com/> <https://noko-chill.com/>

③事業者名：JR 九州 リージョナル デザイン株式会社

運営施設：ABURAYAMA FUKUOKA <https://www.aburayama-fukuoka.com/>

④事業者名：株式会社 Zero-Ten Park

運営施設：The Company キャナルシティ博多前店、福岡 PARCO 店、ミーナ天神店

<https://thecompany.jp/>

※グループが運営する施設として、

ザ・レジデンシャルスイート・福岡 <https://www.trsfukuoka.co.jp/>

OIO BUILDING <https://OIObld.com/> 等を組み合わせることも検討

⑤事業者名：株式会社ティーケーピー

運営施設：TKP ガーデンシティ博多駅筑紫口前

<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gc-hakata-chikushiguchimae/>

TKP ガーデンシティ博多新幹線口

<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gc-hakata-shinkansenguchi/>

サン・ライフホテル <https://slh.jp/>

※その他、都市部における体験等を組み合わせることも検討

- 開発するプログラム内容については、企業が研修費や福利厚生費等の会社の経費を用いて参加することが期待されるものをイメージすること。提案に際しては、企業利用が期待される有用なプログラムの特徴や、上記施設におけるプログラム内容のイメージ等、乙が有するプログラム開発・運営に係る知見が把握できるように記載すること。
- プログラム内容については、各施設やエリアの特色を踏まえたものとし、チームビルディングや人材育成、新規事業開発など、企業活動にとって有益な内容を検討すること。
- プログラム開発については、単にプログラムの行程や内容を定めるのみならず、実際の運営にあたってのオペレーション方法や、販売する場合の費用感等、プログラムの販売・運営を各事業者において適切に行うことのできるよう、各種支援を行うこと。
- プログラム開発については、上記事業者および甲と共に、複数回の現地視察や打ち合わせを行い、各事業者側の意向を汲み取りながら進めること。なお、最終的なプログラム案については、乙において提示し、各事業者の承諾をもってプログラムの完成とする。
- プログラム行程について、1泊2日以上プログラムを基本としつつ、企業ニーズや各事業者の意向等を踏まえ、1日で完結するものや2泊以上によるもの等のアレンジができるものとする。
- プログラム開発のスケジュールについては、(3)の企業向け体験会の参加企業募集、実施に支障のないスケジュールを組んで行うこと。
- プログラム開発に伴い、各施設にはない備品や設備が必要とされる場合、乙において必ずしも準備する必要はないが、各施設担当者との協議し、各施設側で手配が難しい場合には代替案を提案する等、可能な範囲での対応を行うこと。
- プログラム開発後、体験会の実施を経て必要な修正点等が判明した場合にはプログラム内容を変更する等、実際の企業利用に繋がるよう適切な対応を行うこと。

(3) 企業向け体験会の参加企業募集・実施

- 開発したプログラムについて、当該プログラムの企業向け体験会を実施すること。総参加企業数の目標は20社とする。
- 体験会に参加する企業については、乙においてウェブサイト等による募集または直接営業する等の方法により目標企業数を達成できるように集客すること。その際は、ワーケーションプログラム参加に関する興味・関心のほか、福岡市内でのビジネスや拠点進出に興味がある等、今後福岡市との何らかの繋がりが期待される企業を優先すること。集客の方法については提案書に記載すること。
- 体験会に参加する企業は必ずしも国内の企業に限らず海外の企業であっても参加可能とする。国内の企業についてエリアの指定はないが、東京圏の企業が中心となることを想定している。集客する際の、企業のターゲットイメージや現時点で参加可能性の高い企業がある場合にはその企業名等、集客する際の具体的な企業イメージがあれば提案書に記載すること。
- 体験会についてはその趣旨に鑑み、1社につき1人分の費用については乙において招聘費として負担すること。それ以上の人数の参加については基本的に参加する企業側の負担を想定している。なお、乙の判断により1社1人以上の招聘を行うことを妨げるものではないが、それにより目標とする参加企業数を招聘できない状況とならないよう留意すること。
- 体験会に招聘する人物は必ずしも経営層や管理職、人事担当者である必要はないが、社内においてワーケーションを研修として実施するかどうかを判断するうえで影響力を持つ人物とすること。
- 体験会については、必ずしも1度に20社を参加させる必要はなく複数回の開催日程で行うことを可とする。また、1社毎に全てのプログラムを体験させることは必ずしも要しないが、1つ1つのプログラムについて最低2社以上は体験してもらえるように調整すること。体験会の開催方法については、運営可能な方法を提案すること。
- 体験会参加者の受入れに伴う各施設側に対しては、会場利用に伴う通常の間費（入場料や宿泊料、会場利用料等）は乙において負担すること。あくまで必要間費分を支払う想定であり、利益部分を含むプログラム販売額相当分を支払う必要はない。
- 体験会の実施時期については、遅くとも12月末までには全ての体験会が終了するように準備すること。スケジュールについては提案書に現状のイメージを記載すること。
- 体験会の様子については、写真や動画等、適切な方法で記録し、(4)でのインタビュー記事作成やプロモーションに活用すること。

(4) 体験会参加者へのインタビュー記事作成、開発したワーケーションプログラムのプロモーション

- 体験会参加者に対し、体験中・体験後のインタビューを実施し、当該インタビューの内容と体験中の写真や動画等を合わせて記事を作成すること。なお、インタビュー時の聞き取り項目は甲との協議の上、決定する。
- 体験会終了後、各施設がプログラムを商品として販売していくに際して、販売商品の内容や上記インタビュー記事を用いて今後の利用に繋げていくためのプロモーションを行うこと。
販売商品の内容やインタビュー記事は、福岡市のワーケーション専用サイト「W@F」
(<https://workation-fukuoka.jp/>)への掲載を予定しているが、そのサイトを用いて、またはそれ以外の方法も含め、今後の企業利用に繋がるのが期待されるプロモーション方法について具体的に提案すること。

(5) 体験会参加者へのアンケートの実施、報告書の作成等

- 体験会参加者に対してアンケートを実施し、その内容を分析の上、各プログラム提供事業者へのフィードバックやプログラムのブラッシュアップ等を行うこと。なお、アンケート項目は甲との協議の上、決定する。

○アンケート結果や体験会実施状況に関する考察、募集やプログラム掲載によるウェブサイト上で取得できるデータ等を用いて、本事業全体に係る分析を行い報告書を作成・提出すること。

(6) その他

○本業務全般について、仕様書に記載する事項以外に、「3 本業務の目的」に資する追加提案がある場合は具体的に提案すること。

○上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務を通じて撮影した写真や映像等の成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は原則として甲が保有することとする。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

以上